

備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設工事基本・実施設計業務の公募型プロポーザル説明書

1 趣 旨

当組合の各庁舎は、建築から約40年が経過し、老朽化は著しく、設備は旧式となり、緊急用車両の大型化や台数の増加等により狭隘化しており、将来像を見据え、更新整備を具体的に考えるべき時期となっている状況です。

このような中、2020（令和2）年11月、「備北地区消防組合公共施設等総合管理計画」を策定、2022（令和4）年9月には、庁舎更新計画をより具体化した「備北地区消防組合消防庁舎整備方針」を定め、江の川水系の主な3つの支流の交わる地域特性により、1972（昭和47）年の大水害のような事態が発生した場合、庁舎浸水（消防活動拠点施設機能停止）が危惧される、消防本部及び三次消防署（三次市十日市）を更新すべき最優先の庁舎であるとしました。

今回、更新しようとする消防本部及び三次消防署庁舎の課題として、最も懸念されることは、浸水想定区域内に位置することです。現地建替では、消防庁舎浸水の危険性をはらんでおり、大規模災害（特に水害等）発生時において安定的に継続した消防力を最大限発揮するには限界があり、将来的に消防本来の目的・任務を十分に達成できないことも想定される状況です。よってこの度、具体的に三次市十日市町高平施設へ移転新築という形で消防庁舎の建設を進めようとするものです。

厳しい財政状況を考慮しつつ「あらゆる災害に継続的かつ柔軟な対応が可能な配置と構造」「消防力を充実強化する機能」を備えた庁舎の設計にあたって、高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する最適な設計者を選定するため、公募型によるプロポーザルを実施します。

2 業務の概要

(1) 業務名 備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設工事基本・実施設計業務

(2) 業務内容等

ア 業務概要 備北地区消防組合消防本部・三次消防署（多目的訓練施設含む）新庁舎建設工事に伴う基本・実施設計

イ 業務場所 三次市十日市町（高平施設）

ウ 業務履行期間 契約締結の翌日から令和6年10月31日（木）まで

エ 業務内容

○合意形成支援

・十日市自治連合会や地域住民をはじめとする関係者の意見聴取・合意形成支援業務

○基本設計業務

・建築（総合）に関する基本設計

・建築（構造）に関する基本設計

・外構計画に関する基本設計

・電気設備に関する基本設計

・機械設備に関する基本設計

・備品に関するプランニング

・ZEB 基本設計

- ・「備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎整備基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づく基本設計を行う。

○実施設計業務

- ・建築（総合）に関する実施設計
- ・建築（構造）に関する実施設計
- ・外構計画に関する実施設計
- ・電気設備に関する実施設計
- ・機械設備に関する実施設計
- ・備品に関すること
- ・ZEB 詳細設計

○その他業務

- ・都市計画法第29条に係る開発許可申請書作成業務
- ・積算業務
- ・各種法的手続きに必要な申請書作成及び申請
- ・概略工事工程表の作成
- ・関係者との協議に使用する資料の作成（3回程度）
- ・ボーリング調査
- ・ZEB 認証支援
- ・別に委託する通信指令システム及び無線設備に係る設計業務請負事業者との連絡調整を行い、庁舎建設工事において、適切な設備配置、効率的な動線が確保できるよう取組むこと。
※詳細については、別紙9の特記仕様書による。

(3) 参考業務規模

本業務の参考業務規模は、130百万円（税込み）上限です。

(4) 設計条件等

特記仕様

別紙9「建築設計業務委託特記仕様書（案）」のとおりです。

(5) 施設計画の基本条件

ア 必要諸室

- ・施設の検討に当たっては、別添「基本計画（第4章 庁舎の整備計画 2建物規模）」を参考として計画してください。なお、ここで示す諸室構成や面積については想定（目安）であり、変更する可能性があります。

イ 敷地利用・配置計画

- ・移転新築とします。
- ・敷地内には、消防本部及び三次消防署庁舎（緊急用車両用車庫）、高層多目的訓練塔（主訓練塔・副訓練塔）、別棟：三次消防署警防資機材庫（公用車車庫含む）を新築します。
- ・日照、採光、通風等をできる限り配慮した計画としてください。
- ・基本計画を参考してください。

ウ プロポーザルにおける想定事業費は、1,800百万円上限です。

技術提案内容を踏まえ概算工事費を様式8へ記載してください。記載に当たっては、提案内容の技術的な実現可能性や設計段階における具体的要望の反映等を考慮し、最小の投資で

最大の効果を得られる経済的な提案としてください。事業費には新築工事、外構整備、駐車場整備（総合訓練場合む）を含みます。

なお、受注者の責めに帰すべき事由により、備北地区消防組合との協議により決定した工事費内に納まつた設計図書の納品ができない場合は、損害賠償の請求や契約解除を行うことがあるので留意してください。

3 審査方法

提出された、参加表明書に基づき技術提案書の提出者を4者以内で選定します。その後、選定された者から提出された技術提案書に基づき審査し、特定者及び次点者各1名を特定します。なお、技術提案書の審査については公開によるヒアリングを実施します。詳細は、「9 審査（参加表明書）」及び「11 審査（技術提案書）」をご覧ください。

なお、技術提案書の提出にあたっては、評価テーマに対する提案を行ってください。

評価テーマ

①テーマ1 「防災拠点としての配置計画及び動線計画」について

動線計画は消防署において非常に重要な要素です。日常的には消防・救急車両等の緊急車両と一般車両が安全に移動できつつ、大規模災害発生時などの非常時には必要に応じて機動的に敷地内を利用する必要があります。これらを踏まえ、次の点について提案を行ってください。

- ・緊急車両の安全かつ迅速な出動を担保できる施設配置と動線計画について（消防本部及び三次消防署共通事項※通常時又は非常時の災害規模に応じた臨機の計画）
- ・非常時に利用がしやすい施設配置及び臨時の敷地の利用計画について（消防本部及び三次消防署共通事項※災害対応に係る本部又は署災害対策本部設置及び作戦会議スペースの確保）

②テーマ2 「消防業務の特殊性を考慮した執務環境、空間構造及び動線計画」について

本施設は、備北地区の消防業務の拠点となる施設であり、他の用途に比べ建築計画において配慮すべき要素が特殊な施設です。業務が効率的かつ円滑に行える環境を確保し、持続可能な施設とするため、次の点について提案を行ってください。

- ・24時間稼働を支えるため健康的かつ効率的に執務できる施設（消防本部通信指令課及び三次消防署共通事項）
- ・大量かつ特殊な装備や機材が適切に収納され、緊急時には迅速に機材にアクセスできる施設（消防本部及び三次消防署共通事項※庁舎全体を有効活用し、屋内又は屋外からの2方向搬出の計画）
- ・円滑なコミュニケーションや指示の迅速な伝達が可能となる施設（消防本部及び三次消防署共通事項※本部及び署において、災害対応を常に意識した執務空間の確保）
- ・将来の業務拡大・縮小・変更等を踏まえた機能的でフレキシブルな施設（消防本部及び三次消防署共通事項※多様化する社会に対応するためのアイデア）
- ・高機能消防指令システムの更新を見据えた施設（主に消防本部、指令端末：三次消防署等※災害発生時の車両動態の把握）

③テーマ3 「消防力の維持・向上、住民の防災意識高揚が図れる庁舎」について

複雑多様化する災害に対応するためには、実戦的な訓練を行い、計画的に職員育成を図ることが必要です。そのためには、庁舎自体も訓練に活用し多様な環境における訓練が可能となる施設整備が求められます。また、各種災害に対する住民の防災意識啓発、自助の重要性を涵養する指導を行うため、講習施設も兼ねる場所が必要です。これらを踏まえ次について提案を行ってください。

- ・火災・救助訓練可能な多目的高層訓練塔及び、指揮訓練、震災・土砂災害を想定した応用訓練を可能とする総合訓練スペース（主に三次消防署※消防職員・消防団員の実戦的訓練）

- ・住民を対象とした防災意識の啓発や講習等を実施できる施設（消防本部及び三次消防署共通※体験型の訓練施設の計画）

④テーマ4 「誰もが使いやすく開かれた庁舎」について

消防庁舎は消防職員をはじめ、様々な方の利用が予想されます。そのため、誰にでも分かりやすい動線計画とし、施設はもとより館内サイン等についてもユニバーサルデザインに配慮することが必要です。また、執務空間には女性でも男性でもその人が持っている力が存分に發揮できるような施設整備が求められます。これらの点を踏まえ、次の点について提案を行ってください。

- ・誰もが利用しやすい施設について（消防本部及び三次消防署共通事項）

- ・女性職員も働きやすい施設計画について（消防本部及び三次消防署共通事項）

4 日程

項目	日 程
公募型プロポーザル 公告	令和5年9月5日（火）
現地調査	令和5年9月12日（火）
質問書提出期限	令和5年9月15日（金）
質問に対する回答期限	令和5年9月20日（水）
参加表明書等の提出期限	令和5年9月22日（金）
技術提案書の提出依頼	令和5年9月29日（金）
技術提案書の提出期限	令和5年10月27日（金）
技術提案書の審査（公開ヒアリング）	令和5年11月中旬
審査の結果発表	令和5年11月下旬

5 審査機関

技術提案書の特定に係る審査は、備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎工事プロポーザル審査委員会（委員は別紙1を参照）が行います。

6 担当課

〒728-0012 広島県三次市十日市中三丁目1番21号
 備北地区消防組合消防本部総務課
 電話：0824-63-9573 FAX：0824-63-3129
 電子メール：bihoku-info@119-bihoku.jp

7 参加表明書の提出者の資格要件

(1) 参加に対する制限

- ア 参加表明書及び技術提案書の提出は、1事務所につき1申請とします。
- イ 参加表明書及び技術提案書の提出者は、業務の一部を協力事務所に再委託することができます。ただし、総合の分担業務分野は再委託できません。
- ウ 参加表明書及び技術提案書の提出者は、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所として、本プロポーザルに参加することはできません。
- エ 備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設工事設計者選考審査委員会の委員又は委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加することはできません。

(2) 参加表明書及び技術提案書の提出者に要求される資格

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたもの
- イ 令和5年度・6年度三次市又は庄原市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に記載され、「建築一般」に部門登録があるもののうち、希望業務として「意匠」を選択しているもの又は広島県の令和5年度・6年度の測量・建設コンサルタント業務（建築関係建設コンサルタント業務）の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受け、かつ格付がAに認定されているもの
- ウ この公告の日から契約までの間においても備北地区消防組合、三次市、庄原市又は広島県のいずれかの指名除外措置を受けていないもの
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合にあっては、裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- カ 広島県内に本社・本店・契約権限を有する営業所・事業所を有しているもの
- キ 他の設計共同体の構成員や協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないもの
- ク 国税、市税等を完納しているもの
- ケ 過去10年以内（平成25年4月以降）に1,500m²以上の消防施設の新築工事の実施設計を受注し、その設計が完了している実績があるもの

(3) 配置する技術者に要求される資格

- ア 「建築設計業務等委託契約約款」第14条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該管理技術者は一級建築士であること。
- イ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。なお、管理技術者と各主任担当技術者は、兼務しないこと。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計
積算	上記設計に係る積算

注)主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とします。

- ウ主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務しないこと。
- エ管理技術者及び総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、参加表明者の組織に所属していること。

(4) 業務の一部を再委託する場合の協力事務所に要求される資格等

この公告の日から契約までの間においても、備北地区消防組合、三次市、庄原市又は広島県のいずれかの指名除外措置を受けていないこと。なお、総合の分担業務分野は再委託しないこと。

8 参加表明書の作成等

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書を担当課に提出してください。

ア 受付期間

令和5年9月5日（火）から令和5年9月22日（金）まで

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送（書留郵便当の配達の記録が残るものに限る。以下同じ。）してください。提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は受付期間の土曜祝日を除く毎日9時から17時までとします。（郵送の場合は令和5年9月22日（金）17時必着とします。）

ウ 提出書類

参加表明書（様式1から様式5）を各1部（左綴じ）及び電子データ（様式1から様式5：Word及びPDF、添付資料：PDF）をCD-Rに保存したもの1部を揃えて、提出してください。

(2) 記載上の留意事項

各様式とも1枚に収めてください。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によってください。

文章の文字サイズは8.0ポイント以上とし、判読できるものとしてください。

ア 様式1（参加表明書）

提出者及び作成者を記載してください。

また、提出者としての資格要件等を満たしている場合は、□にチェックを記載してください。

イ 様式2（提出者の経歴等）

提出者について、次のとおり記載してください。

① 名称

提出者の名称を記載してください。

② 提出者の業務の実績（提出資格項目）

提出者の平成 25 年 4 月以降の業務で公告日までに業務完了している消防庁舎等官庁施設の新築工事の実施設計実績を、1 件記載してください。

③ 提出者の業務の実績（評価項目）

提出者の平成 25 年 4 月以降の業務で公告日までに業務完了している消防庁舎新築工事の実施設計実績を、1 件記載してください。

ウ 様式 3（管理技術者の経歴等）

管理技術者について、次のとおり記載してください。

① 氏名

技術者の氏名を記載してください。

② 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載してください。

③ 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出してください。

④ 業務の実績

管理技術者が担当した平成 25 年 4 月以降の業務で公告日までに業務完了している消防庁舎新築工事の実施設計実績を、1 件記載してください。ただし、増築工事の場合は、増築部分を対象として記載し、また、複合用途の建築物の場合は、全体部分と該当部分の内訳が分かるように記載してください。

なお、再委託を受けた業務の場合、発注者欄に契約相手方を記載し、事業主（ ）書きしてください。

⑤ 継続教育（CPD）

継続教育（CPD）に係る時間取得している場合は、前年度（4 月 1 日～翌 3 月 31 日）における認定時間を記載し、「建築 CPD 運営会議」が証明する写しを添付してください。

エ 様式 4-1, 4-2, 4-3, 4-4, 4-5（主任担当技術者の経歴等）

主任担当技術者別に、様式 3 と同様に記載してください。

「③保有資格」については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載するとともに、当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付してください。

資格評価表

分担業務分野	評価する技術者資格
総合	一級建築士
	二級建築士
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士

電気	設備設計一級建築士
	一級建築士
	建築設備士
	技術士（業務に係るものに限る※1）
	一級電気工事施工管理技士
機械	二級電気工事施工管理技士
	設備設計一級建築士
	建築設備士、技術士、一級建築士
	一級管工事施工管理技士
積算	二級管工事施工管理技士
	建築コスト管理士
	建築積算士

※1 分担業務分野の電気に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る。）に合格したものに限る。

オ 様式5（協力事務所の名称等）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入してください。

9 審査（参加表明書）

提出された参加表明書に基づき評価を行い、備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎工事プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で、技術提案書の提出を求める者を選定します。

（1）評価基準等

ア 参加表明書の評価基準等

別紙2「参加表明書の評価基準」のとおりです。

イ 技術提案書の提出を求める者の選定者数

4者以内を選定します。

（2）選定結果の通知

令和5年9月下旬

技術提案書の提出を求める者には直接通知し、技術提案書審査の案内を併せて行います。

なお、選定結果（選定された提出者名）は、別紙7の様式でホームページに掲載するなど、公表することとしています。

（3）非選定理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）に基づく県の休日を除く。以下、「休日」という。）以内に、書面（様式は自由）により、審査委員会に対して非選定理由について説明を求めることがで

きます。

ウ イの回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して 10 日（休日を除く）以内に書面により行います。

エ 非選定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

（ア）受付場所 担当課に同じ

（イ）受付時間 9 時から 17 時まで（休日を除く）。

10 技術提案書の作成等

（1）技術提案書の提出

技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を担当課に提出してください。

ア 受付期間

令和 5 年 9 月 29 日（金）から令和 5 年 10 月 27 日（金）まで

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送してください。提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は、受付期間の土日休日を除く毎日 9 時から 17 時までとします。（郵送の場合には令和 5 年 10 月 27 日（金）17 時必着とします。）

ウ 提出書類

技術提案書（様式 6）は 1 部、技術提案書（様式 7、様式 8）は 20 部（カラー使用可）、技術提案書（様式 8、A2 拡大版）を 1 部（カラー使用可）、及び電子データ（様式 6 及び様式 7：Word 及び PDF、様式 8：PDF）を CD-R に保存したものを 1 部揃えて、提出してください。

なお、技術提案書（様式 7、様式 8）には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）はしないでください。

また、技術提案書（様式 6 から様式 8）の各 1 部の裏面に提出者名を記載することとし、残りの 19 部及び全ての面には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）はしないでください。

（2）記載上の留意事項

各様式とも 1 枚に収めてください。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によってください。

文章の文字サイズは 8.0 ポイント以上、イメージ図等の注釈は 6.0 ポイント程度以上とし、判読できるものとしてください。

様式 7 及び様式 8 の作成に当たっては、基本的な考え方を文章で簡潔に記載することを原則としますが、文章を補完するための最小限のイメージ図、模式図、概念図や、既存建築物の写真等の使用は認めます。（引用した既存建築物の名称は具体的に記入してください。）なお、様式 8 の作成に当たっては、提案内容を具体的に表現するためのスケッチ等を、規定する範囲（300 平方センチメートル以内の大きさで位置は任意）1 箇所に限定して記載することを認めます。（別紙 5 を参照してください。）

提出書類について、この説明書及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。（別紙 4 を参照してください。）

ア 様式 6（技術提案書）

技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記してください。

イ 様式7（業務実施方針及び手法）

業務の実施方針、取組体制、コスト管理に関する工夫及び関係者を対象とした、円滑な情報共有と意思決定につながる具体的な取組手法や体制（様式8に記載する内容を除く。）等を簡潔に記述してください。特に、三次市、庄原市、備北地区消防組合など多くの関係者が意思決定に携わることとなるため、円滑な意思決定に資する情報共有の仕組みや手法について記載してください。

なお、技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記してください。

ウ 様式8（評価テーマに対する提案）

カラー使用可とし、評価テーマについて、A3用紙1枚片面（横使い）にまとめてください。

「3 審査方法」の4つの評価テーマに対する技術提案を記述してください。なお、概算工事費（税抜き）は、必ず、記載してください。

11 審査（技術提案書）

審査委員会で公開によるヒアリングを実施した上、提出された技術提案書の評価を行い、設計者の候補者（以下「候補者」という。）として、特定者1名、次点者1名を特定します。

(1) ヒアリングの実施

令和5年11月中旬

ヒアリングは技術提案書のプレゼンテーション及び質疑応答により行います。なお、ヒアリングは公開で行います。

ヒアリングの詳細は、参加表明書提出者に別途連絡します。

なお、ヒアリング会場において、様式8（A2拡大版）を提示し、公表する予定です。

(2) 審査の評価基準等

別紙3「技術提案書の評価基準」のとおりです。

(3) 特定結果の公表

令和5年11月下旬

なお、特定結果（特定された提出者名等）及び技術提案書の一部（様式8）は、別紙7の様式で備北地区消防組合ホームページに掲載するなど、公表することとしています。

(4) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（土日休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、備北地区消防組合管理者に対して非特定理由について説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土日祝日を除く。）以内に書面によって行います。

エ 非特定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

（ア）受付場所 担当課に同じ

(イ) 受付時間 9時から17時まで（土日休日を除く。）

12 現地調査

現地調査可能日時は令和5年9月12日（火）10時から12時までとします。

参加希望者は、9月11日（月）の12時までに、担当課へ、事務所名、担当者氏名、参加人数、連絡先（電話、ファクシミリ番号、電子メール）を記載のうえ、電子メール又はファクシミリにより申し込んでください（様式は自由です。）。参加人数は申込状況により、制限させていただきますことがあります。

当日の受付場所及び現地調査可能時間については、9月11日（月）の17時までにお知らせします。なお、参加表明者でなくとも現地調査に参加することは可能です。

また、施設管理者へ直接問い合わせることは厳に禁止します。

現地調査可能日以外は、敷地外から見学することはできますが、近隣施設管理者、周辺住民等への配慮をお願いします。

13 説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当課へ提出してください。なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話、ファクシミリ番号及び電子メールを併記してください。

(2) 質問の受付期間

令和5年9月5日（火）から令和5年9月15日（金）まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、順次、備北地区消防組合ホームページ上に掲載します。なお、最終回答は、令和5年9月20日（水）（予定）に備北地区消防組合ホームページ上に掲載します。

14 契約書作成の要否等

本業務の契約は、備北地区消防組合と設計者の2者契約とし、候補者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成するものとします。契約書（案）及び特記仕様書（案）は、別紙8、別紙9のとおりです。

15 その他の留意事項

- (1) 本業務の受託者は、基本設計が終了した時点で当該設計に係る工事監理業務に関する見積書を提出してください。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合は、技術提案書を提出できないものとします。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。
- (6) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しません。

なお、選定に必要な範囲において複製を作成することができます。

- (8) 備北地区消防組合は、本プロポーザルについて、公表（ホームページ等）や技術提案書等の展示などを予定しています。特定（次点も含む。）されなかった技術提案書の備北地区消防組合のホームページ等への掲載を、承諾しない場合には、その旨を技術提案書（様式6）に明記してください。
- (9) 提出された技術提案書の一部（様式8）は、技術提案書の特定後、特定及び次点に限らず、すべて備北地区消防組合ホームページ等に掲載することとします。
- (10) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1事務所につき1申請とします。
- (11) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めません。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない理由が生じた場合は、変更できるものとしますが、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければなりません。
- (12) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがあります。
- (13) 施設管理者へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止します。
- (14) 本業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請負うことはできません。
- (15) 審査委員会及び委員が関係する建築士事務所に属する者は、本プロポーザルに参加できません。
- (16) 技術提案書（様式8）の作成に当たっては、「2 業務の概要」、評価テーマ、「備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎整備基本計画」を参考としてください。なお、各提案書における設計方針との整合性については、評価に際し考慮されますが、失格要件ではありません。
- (17) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に関し、審査委員会の委員に接触することを禁止します。
- (18) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとします。
- (19) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本プロポーザルの日程及び内容が変更又は中止される場合があります。この場合、参加者に対して備北地区消防組合は一切の責任を負わないものとします。
- (20) 提出者は、参加表明書の提出をもって、本説明書及び添付資料に記載の内容について承諾したものとし、「11 審査（技術提案書）(4)イ」以外の審査方法や審査結果等に対する異議申し立て等は受付ませんので、ご了承願います。
- (21) ヒアリングを行った者には、ヒアリングにおける技術提案書のプレゼンテーション及びその準備に係る費用として、5万円を支払います。ただし、設計者として契約を締結した者、失格者及びヒアリングを辞退した者は除きます。